

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第18号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和48年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（温泉の採取のための施設等の変更の許可を受けた者の届出）</p> <p>第4条の4 温泉の採取のための施設等の変更の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したとき及び当該許可に係る工事を完了したときは、速やかにその旨を温泉の湧出地の所在地を管轄する保健所の長（<u>静岡市にあっては、知事</u>）に届け出るものとする。</p>	<p>（温泉の採取のための施設等の変更の許可を受けた者の届出）</p> <p>第4条の4 温泉の採取のための施設等の変更の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したとき及び当該許可に係る工事を完了したときは、速やかにその旨を温泉の湧出地の所在地を管轄する保健所の長に届け出るものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

「静岡県知事

様式第7号の2から様式第7号の8までの規定中

氏名様を

静岡県保健所長

」

「静岡県保健所長氏名様」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。